

厚岸町規則第27号

厚岸町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成28年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成27年政令第318号）第1条第2項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条第1項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の左欄に掲げるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる職員についての特定事業主行動計画を策定するものとする。

厚岸町長	厚岸町長が任命する職員
厚岸町議会議長	厚岸町議会議長が任命する職員
厚岸町選挙管理委員会	厚岸町選挙管理委員会が任命する職員
厚岸町代表監査委員	厚岸町代表監査委員が任命する職員
厚岸町農業委員会	厚岸町農業委員会が任命する職員

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。